

鶴が丘ガーデンホスピタル院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策に関する基本的な考え方基本的感染対策として、標準予防策（血液など生体に関わる湿生物質は、すべて感染性病原体を含んでいるものとして対応する予防策）を適用し、この標準予防策を常時適用したうえで、特定の感染経路がある疾患等に対して「感染経路予防策」を追加提供する。これらを基本に院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るものとし、全医療従事者がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるよう定めるものである。

第2条 院内感染対策委員会の設置

- 1 病院長のもとに組織横断的代表を構成員として組織する院内感染対策委員会を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。また、緊急時には、臨時会議を開催する。
- 2 院内感染対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - (1) 院内感染対策指針及びマニュアルの承認
 - (2) 院内感染対策に関する情報の収集と、それらの職員への周知
 - (3) 職員研修の企画
 - (4) 異常な感染症が発生した場合の、速やかな原因究明、改善策の立案、全職員への周知徹底
 - (5) 患者等への感染対策の広報
- 3 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- 4 委員は、その職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、委員会および病院長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

第3条 感染委員会の設置

- 1 院内感染対策委員長のもとに組織横断的代表を構成員として組織する感染コントロールチームを設けることができる。院内各組織の感染対策担当者とミーティングを行い、院内感染対策における情報交換を行う。また、緊急時には、臨時の会議を開催する。
- 2 感染コントロールチームは、次の内容の協議・推進を行う。
 - (1) 院内環境の向上
 - (2) 院内感染の発生防止
 - (3) 院内感染防止に関する調査及び対策

サーベイランスにおいては実施部署の責任者または担当者に報告する。

- (4) 院内感染に関する啓発及び講習
 - (5) 院内感染防止のためのマニュアルの作成・見直し
 - (6) 院内感染に関する活動状況、検討結果等を院内感染対策委員会に報告
- 3 感染コントロールチーム員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
 - 4 感染対策委員は、その職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、部長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

第4条 職員研修

- 1 院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3 研修の開催結果を記録・保存する。

第5条 院内感染対策が必要な病原体の検出状況の情報伝達

- 1 委託業者は、院内感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに院内感染対策委員会に報告する。感染対策委員会は、現状を分析し、担当部署と協力して、必要な感染対策を行う。
- 2 委託業者は、毎週、感染対策委員長が指定した病原体の検出状況を、感染対策委員長に報告する。

第6条 院内感染発生時の対応

- 1 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員は、直ちに感染対策委員会に報告する。感染対策委員会は、現状の分析を行い、担当部署と協力して、必要な感染対策を行う。
- 2 異常発生時は、その状況および患者への対応等を病院長に報告する。必要に応じ、対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、対応策を実施するために全職員への周知徹底を図る。

第7条 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第8条 患者への情報提供と説明

- 1 本指針は、患者またはその家族が閲覧できるようにする。

- 2 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

第9条 その他

その他の医療機関内における院内感染対策の推進必要に応じ、外部機関に適切な助言を求める。

平成 19 年 6 月 29 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 2 月 22 日改正

令和 元年 8 月 30 日改正